

さいたま市債権回収対策本部第 31 回本部会 議事要旨

1 出席者（本部長・本部員 10 名・事務局 2 名）

本部長：高橋副市長

本部員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長代理・子ども未来局長・
環境局長・建設局長・大宮区長・中央区長・副教育長

事務局：税務部長・収納対策課長

2 議 題

(1) 令和 4 年度債権回収実施計画の中間報告について

(2) 令和 4 年度税務部、市税事務所の取組の中間報告について

3 資 料

(別添) さいたま市債権回収対策本部第 31 回本部会資料

4 意見及び質問

(1) 各債権を所管している局長より現状の説明及び市民と接する機会の多い区長より報告・意見
(保健福祉局長代理)

介護保険料

前年度同月比で収納率は 2.3 ポイント増加、収入未済額も減少。引き続き現年度の未納者に対して納付勧奨をしていく。

入院医療費・外来医療費

入院医療費は回収が困難な上に金額も高額となる事例が多く、収納率がやや低調となった。未収金回収業務を弁護士法人に業務委託しており、今年度から契約期間を長くしたため、回収実績が向上するものと見込んでいる。また債権放棄をすべき事案は放棄し、債権の回収と圧縮の両面から収納率向上に努める。

(子ども未来局長)

児童福祉施設保護者負担金

毎月督促状を発行し、12 月には滞納者に対して催告書を送付した。その他担当ケースワーカーが面接時に催告するほか、随時納付相談に応じるなどの対応をとっている。

放課後児童健全育成事業保護者負担金

現年分の徴収に力をいれ、口座振替の推進、定期的な督促状・催告書の送付を行い、未納額が多くなった場合には個別対応を行うよう努める。令和 4 年 10 月から「Web 口座振替受け付けサービス」を開始し、令和 5 年 4 月からコンビニエンスストア、ペイジーでの納付やキャッシュレス決済に対応し、令和 5 年 10 月からはこれまで対応できていなかった、ゆうちょ銀行の口座振替に対応していく。

(環境局長)

し尿処理手数料

今年度は試験的に催告書の発送対象年度を広げたところ、発送分の 30%以上の納付実績があった。効果のある取組みについては今後拡大をしていきたい。

(建設局長)

下水道事業受益者負担金

現年度調定分の収納額のうち 90%近くは一括で納付されており、報奨金制度を利用していることから、さらなる利用の促進を図り、現年度収納率の向上につなげていきたい。

水洗便所改造資金貸付金

償還方法が口座振替のため、口座振替不納が判明した時点で、債務者に速やかに連絡を行うことで、長期滞納の発生を防いでいる。また滞納者に対し催告を継続して実施し、連帯保証人や親族に協力を依頼することで、債権の回収に繋がった。

(副教育長)

入学準備金・奨学金貸付金

過年度の収納率が下がった原因として徴収困難な案件が残り、文書催告や電話催告するだけでは限界に近づきつつある。下半期には、例年以上の臨戸調査を実施している。収納対策課との連携している案件は効果が出ており、令和4年11月末時点で、現年・過年度合計で収納率が前年度比で0.8%上がった。借受人が返還開始となった際に、連帯保証人にもその旨の通知を行い、連帯保証人であることを改めて意識してもらうための取組みを行っている。

(大宮区長)

未納分が確認された場合は窓口等での細かな説明をし、納付を促している。必要に応じて個別に電話催告や文書等を送付している。また後期高齢者医療保険料は、75歳に到達した最初の時点で確実に納付意識づけ等をしていくことが重要であり、担当課において過年度繰越にならないよう、現年度の納付勧奨を進めている。

(中央区長)

区役所は様々な債権を担当しており、特別徴収に関しては収納率が高いところをキープしている。一方、普通徴収の場合は滞納事案が生じるため、口座振替の勧奨をこまめに行っている。またコロナの影響で臨戸訪問等の実施が難しく、その代わりに架電催告をこまめに実施したところ、逆に成果が上がったような部署もある。

全体としては、各債権で区民にアプローチするが、区民の立場からすると「対さいたま市」として認識している。一人の方が複数の債権を滞納する場合もあり、催告書が複数送付され、状況把握が困難なケースも見受けられる。今後DX等を活用して債権管理が一元化されることが望ましい。

(2) 財政局長からの質問

市税について

- ・昨年度同月比較し、収入未済額が増加しているが、どのような理由によるものか。
- ・「滞納繰越分について、特例猶予の終了による収納率低下が著しい。制度上やむを得ない部分がある」と記載があるが、詳細をご説明いただきたい。

(事務局)

財産調査を実施し、財産がある場合には差押・換価を行っているが、財産がない場合には「滞納処分執行停止」を行う。停止をしても即時に不納欠損ができない場合には、収入未済の状態が3年間続き、その間収入未済額が増加する。また特例猶予終了後も通常の猶予を適用したいが、実際には適用が困難なケースが多い。

(3) 本部長からの質問

児童福祉施設保護者負担金

負担金の決定するためには保護者から課税証明書等が必要となるが、未提出の場合には保護者には負担金の決定されずに請求ができない。そうすると年度に最も高い金額で請求せざるをえないという状況か。もし保護者の同意書があれば、内部で確認できないのか。

保護者給食費負担金、公立保育所時間外保育使用料

「市の窓口や金融機関窓口での納付方法を検討する」と記載があり、昨年度、29回本部会（書面開催）で令和5年度にコンビニ納付、スマートフォン決済での納付を導入予定とご報告をいただいた。令和5年度に予定ということで、進捗状況について教えてほしい。

市税、国民健康保険税

市税・国保の前半の主な実績について、差押件数が記載されているが、昨年同月比で減少した理由を説明してほしい。

墓地管理料

墓地管理料については、上半期発送の催告書の対象を過年度未納分に広げたと記載があるが、その時期の納付額に影響はあったか。納骨堂使用料は、催告書に納付書を同封したことで、効果が上がったと報告していただいた。これは墓地も同様に催告書に納付書を同封したのか。

(子ども未来局長)

- ・児童福祉施設保護者負担金について、保護者からの課税証明書が未提出になるケースが三つある。一つ目に児童との関係が悪化し納付に至らない。二つ目に、証明書の取得が生活の優先順位の中で低いと感じている保護者がいる。三つ目に、里親や施設を預ける前後で失踪などにより保護者と連絡がとれなくなった場合。こういったケースにつき負担金が決定しない。同意書の取得については、職員から提案をし、様式の送付、返送の依頼をするが、なかなか返送や納付に至らない。
- ・保育料等の納付方法についての進捗状況だが、現在システム改修中で、新しい納付書の様式を作成している。今後納付書の読み取りテスト等を行い、令和5年4月から運用開始の予定。また、市民の方への周知として、納付書の裏面にコンビニ納付、スマートフォン決済によって納付できることの記載や、送付時に「お知らせ」の同封を予定している。

(事務局)

市税、国民健康保険税の差押件数の減少だが、特に預貯金債権の差押件数が減少している。理由として新型コロナウイルス関連の経済支援の一環で、各種給付金関係や貸付金が振り込まれ、それらは差押えが禁止とされている。そのため預貯金債権の差押は慎重に実施し、件数の減少の要因となった。また昨年10月から「納税コールセンター」を開設したが、開設にあたり準備に人数が割かれ、差押件数の減少につながった。開設後は順調に稼働している。現在の取組として各事務所の納税課で、集中的な調査をする企画を立て、あわせて徴収困難な事案については、「滞納処分の停止」の処分を行っている。

(保健福祉局長代理)

墓地管理料の催告書の対象を広げたことによる影響だが、前年同月比で、今のところ収納率に影響はない。継続的に実施し、効果を見極めていく。納骨堂使用料と同様に墓地管理料も納付書を同封し催告書を送付している。

以上